

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

都市の中心部の再開発等においては地下の高度な利用が行われる事例が多いため、掘削した汚染土を浄化しても元の発生場所に埋め戻すことはできない。また、工場跡地などの郊外部における土地改変に伴って生じた汚染土についても、いわゆる「ブランドもの」として周辺住民から嫌われ、元の場所に返すことが難しい例が多い。

本来、浄化等が行われた後の土、砂、れき、溶融物等（以下、再生物）は、例えば骨材としての製品規格等に適合していれば、安全上も製品品質面からも使用に問題はないはずである。ところが、環境安全面からの再生品の品質確認方法等の目安がないことから、利用先が要求する粒度や強度等の物理的品質をクリアした再生物であっても環境保全上問題がないと信じてもらうことが難しい。

このため、環境安全上に問題がない品質にまで確実に浄化等が行われていることの確認、検査、評価の技術の開発を促進するとともに、利用する場所やその周辺の住民の安心を確保することができ、再生物の利用を促進するための指針を作成するものである。

2. 事業計画

| 調 査 項 目 | H19 | H20 | H21 |
|--|-----|-----|-----|
| 汚染土に浄化等の措置を施して利用するための指針の検討 ・再生利用を目標とした浄化方法等 ・再生品の安全性の信頼を確保するための方法等 | ← | → | |
| 再生物の利用促進のための技術の実用性検証 | ← | | → |

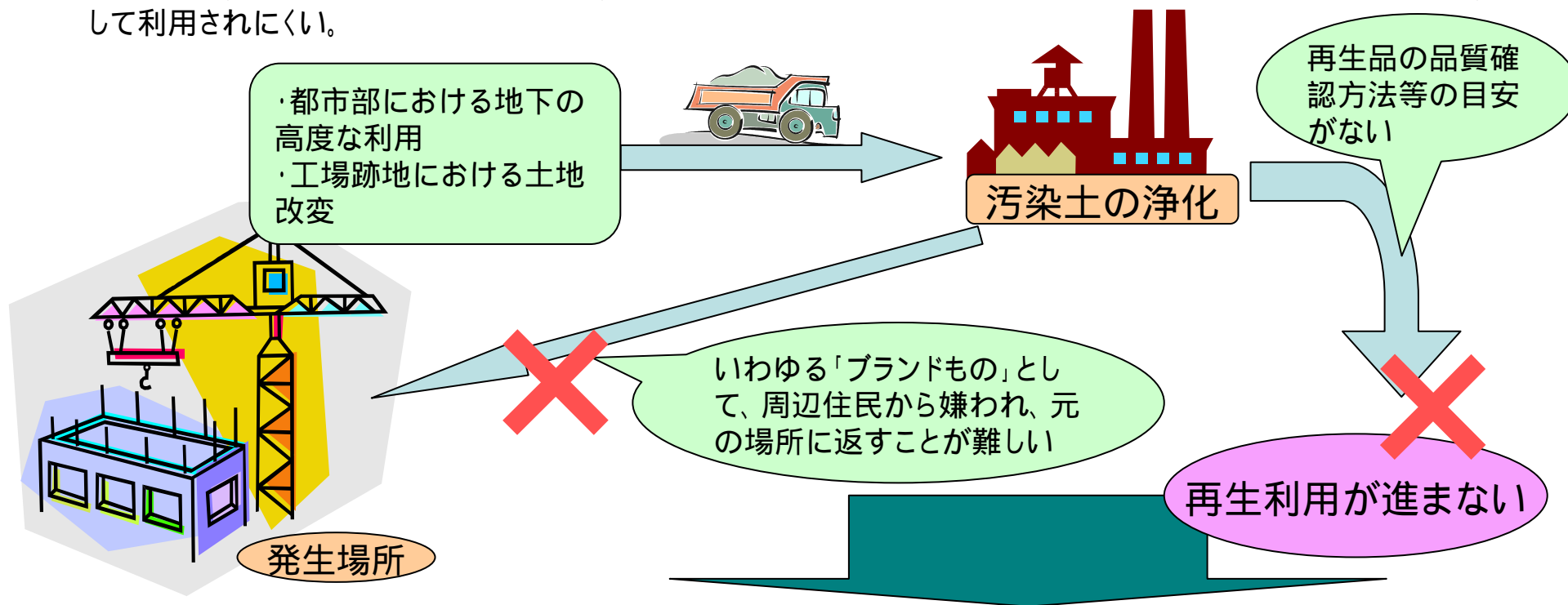
3. 施策の効果

汚染土の利用先の拡大が図られることにより、大都市圏等から大量に発生する汚染土処理の円滑化の促進に大きく寄与する。

汚染土再生利用促進検討調査

背景・課題

- ・掘削した汚染土を浄化しても、周辺住民感情等から元の発生場所に埋め戻すことが難しい例が多い。
- ・汚染土は、再生利用が可能な場合でも、環境安全面からの再生品の品質確認方法等の目安がないことから、安心して利用されにくい。



利用場所やその周辺住民の安心を確保して再生利用を促進するために、

- ・汚染土に浄化等の措置を施して利用するための指針の検討
再生利用を目標とした浄化方法等
再生品の安全性の信頼を確保するための方法等
- ・再生物の利用促進のための技術の実用性検証（公募型）
再生物の品質管理を精緻化・高度化するための技術
再生物の品質確認を効率的かつ迅速に行うための測定技術等